



タクシーは大切な地域公共交通 ライフスタイルに合わせた柔軟な 働き方ができるタクシードライバー

vol.2

かつてタクシードライバーといえば、長時間労働でハードな仕事というイメージを持つ方も多かったかもしれません。しかし、近年ではタクシー業界でも働き方改革が進み、勤務スタイルの選択肢が増え、女性やシニア、初心者にとっても、より働きやすい職業となっています。



タクシードライバーを募集しています！
気軽にご連絡ください！
宇城タクシー ☎ (22)0711
西田タクシー ☎ (22)0726

- 例えば、こんなライフスタイルに合わせた働き方が可能です。
- 子育てがひと段落したので、平日の午前中だけパートタイムで働きたい。
 - 副業が可能になったため、日曜の夜だけドライバーとして追加の収入を得たい。
 - フルタイム勤務から転身し、還暦を機にゆったりとしたペースで働きたい。

タクシードライバーは、このように自分の希望やライフスタイルに合わせた働き方が選べる職業です。タクシードライバーになるには「普通第二種免許」が必要ですが、規制緩和により、9月1日からは免許取得のための教習時間が短縮される方針が発表されています。自分らしい働き方を実現するために、タクシードライバーという選択肢を考えてみませんか。

☎ 企画課 企画係 ☎ (27) 3305

消費者トラブル注意報

警察を名乗る電話に注意！

☎ 市消費生活センター ☎ (23)3251
(相談受付時間：月・火・水・金(祝日除く) 10:00～16:00)
消費者ホットライン ☎ 188

事例

警察を名乗る電話があり「あなたの銀行口座が資金洗浄に使われている。すでに逮捕した犯人があなたと共謀している」と言っている。LINEのビデオ通話なら出頭せずに済む」などと言われて、ビデオ通話に誘導され、警察手帳を見せられた。その後相手の指示に従い、住所や銀行口座等を伝え運転免許証を提示した。長時間通話が続き、金銭を振り込むよう言われたところで、不審に思い電話を切った。個人情報の悪用が心配だ。

ひとこと助言

- 警察を名乗る電話に関する相談が寄せられています。警察署で使われることの多い下4桁が「0110」の電話番号を表示したり、LINEのビデオ通話に誘導し警察手帳を見せたりして消費者を信用させ、個人情報を聞き出したり、捜査の一環として金銭を振り込ませたりする手口です。
- 警察がLINEのメッセージやビデオ通話等で連絡を取ることはありません。
- 警察からと思われる番号でも、所属や担当者名等を聞いたうえでいったん電話を切り、警察署の連絡先を自分で調べたうえで相談しましょう。
- 簡単に信用せず、絶対に相手に個人情報を伝えないでください。

不安に思うことやトラブルが生じた場合は、早めに宇土市消費生活センターへご相談ください。

熱中症を予防して 楽しい夏を 過ごしましょう



「熱中症」とは、高温多湿な環境に長時間いることで、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温の調節機能がうまく働かなくなり発症する病気の総称です。最悪の場合、死に至ることもあります。熱中症予防について正しい知識を持ち、楽しい夏を過ごしましょう！

こんな日は熱中症に注意！

- ☑ 気温が高い
- ☑ 湿度が高い
- ☑ 風が弱い
- ☑ 急に暑くなった

こんな人は特に注意！

- ☑ 高齢者・幼児
- ☑ 持病のある人
- ☑ 肥満の人
- ☑ 体調の悪い人
- ☑ 暑さに慣れていない人

熱中症は気温などの環境条件だけでなく、体調や暑さに対する慣れ(人間の体は暑い環境での運動や作業を始めてから3～4日経たないと、体温調節が上手くなりません。このため、急に暑くなった日や久しぶりに暑い環境で活動した時には体温調節が上手くいかず、熱中症で倒れる人が多くなっています。)などが影響して起こります。気温がそれほど高くない日でも、湿度が高い・風が弱い日や、体が暑さに慣れていないときは注意が必要です。

熱中症を防ぐために・・・

- ・こまめに水分補給をする
- ・外出時には日傘、帽子を着用し涼しい服装で
- ・暑いときは無理をせず、こまめに休憩をとる
- ・汗をかいた時は塩分の補給も忘れずにする
- ・日陰を利用する
- ・睡眠や休養を十分にとる
- ・バランスの良い食事をする

クーリングシェルターをご利用ください



熱中症による健康被害の発生を予防するため、10月まで宇土市が指定した施設をクーリングシェルターとして開所します。

- 宇土市役所1階 市民交流スペース
- 宇土市保健センターロビー
- 網津支所・網津防災センター
- 網田支所
- 宇土市立図書館
- 中央公民館ロビー

熱中症特別警戒アラートが発表された日は特に予防を！

令和7年4月23日から「熱中症特別警戒アラート」の運用が開始されました。熱中症特別警戒アラートが発表されている日には、外出を控える、エアコンを使用するなどの、熱中症の予防行動を積極的にとりましょう。また、家族や周囲の人々の見守りや声掛けなど行ってください。



熱中症(特別)警戒アラート		
	熱中症特別警戒アラート	(参考) 熱中症警戒アラート
位置付け	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合(広域的に過去に例のない危険な暑さ)	気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合
発表基準	都道府県内のすべての暑さ指数※情報提供地点において、翌日の暑さ指数(WBGT)が35以上になると予測される場合	府県予報区内などの暑さ指数情報提供地点のいずれかで、翌日・当日の日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値)に達すると予測される場合
発表時間	前日の14時頃	前日の17時及び当日の朝5時頃
運用期間	令和7年度:4月23日(火)から10月22日(火)まで	

※暑さ指数(WBGT):人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標